

令和8年度前期電話リレーサービス・ヨメテル普及啓発員の 公募について

1. 目的

普及啓発員とは、電話リレーサービス、ヨメテルの普及啓発活動、具体的には、電話リレーサービス、ヨメテルに係る聴覚障害者等への説明、登録のサポート等、電話リレーサービス、ヨメテルの登録を促進する業務を遂行する者を指します。こうした業務を団体、個人へ委託することで、電話リレーサービス、ヨメテルの普及を図り、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の一助となることを目的としています。

2. 応募要件

以下の条件を満たしていることが必須といたします。

【企業・団体の場合】

■電話リレーサービス

- ① 電話リレーサービスの利用の対象となる聴覚障害者等に対し、必要なコミュニケーション方法（手話等）により、適切に対応が可能な人員を確保することができること（内部職員、外部人材問わず）
- ② 団体の活動の一環として電話リレーサービスの登録を促進する業務を独自に行うことができること
- ③ 電話リレーサービスの普及啓発に係るイベントの企画・運営を自ら行うことができること
- ④ 当財団主催（あるいは当財団との共催）の電話リレーサービスの普及啓発に係る体験登録会、説明会、ブース出展等のイベントに講師業務、またはスタッフとして一定数以上、人員を派遣することができること
- ⑤ 電話リレーサービスの機能・操作に精通していること

■ヨメテル

- ① 団体の活動の一環としてヨメテルの登録を促進する業務を独自に行うことができること
- ② ヨメテルの普及啓発に係るイベントの企画・運営を自ら行うことができること
- ③ 当財団主催（あるいは当財団との共催）のヨメテルの普及啓発に係る体験登録会、説明会、ブース出展等のイベントに講師業務、またはスタッフとして一定数以上、人員を派遣することができること
- ④ ヨメテルの機能・操作に精通していること

【個人の場合】

■電話リレーサービス

- ① 電話リレーサービスの利用の対象となる聴覚障害者等に対し、必要なコミュニケーション方法（手話等）により、適切に対応できること
- ② 電話リレーサービスの登録を促進する業務に週 16 時間程度、月 64 時間程度従事することができること
- ③ 土日の勤務（体験登録会、説明会などでの講師など）ができること
- ④ 電話リレーサービスの普及啓発に係る地域におけるイベントの企画・運営を自ら行うことができること
- ⑤ 当財団主催（あるいは当財団との共催）の電話リレーサービスの普及啓発に係る体験登録会、説明会、ブース出展等のイベントに講師、またはスタッフとして一定数以上、参加することができること
- ⑥ 電話リレーサービスの機能・操作に精通していること

■ヨメテル

- ① ヨメテルの登録を促進する業務に週 16 時間程度、月 64 時間程度従事することができること
- ② 土日の勤務（体験登録会、説明会などでの講師など）ができること
- ③ ヨメテルの普及啓発に係る地域におけるイベントの企画・運営を自ら行うことができること
- ④ 当財団主催（あるいは当財団との共催）のヨメテルの普及啓発に係る体験登録会、説明会、ブース出展等のイベントに講師、またはスタッフとして一定数以上、参加することができること
- ⑤ ヨメテルの機能・操作に精通していること

【選定規準】

選定に当たっては、上記の応募要件を満たしていることを確認した上で、電話リレーサービス、ヨメテルの登録を促進する業務の着実な実施が期待できる団体・個人のみを選定する観点から、次の事項について審査することとします。

- ① 特に法人への働きかけにおいて、きこえない人・きこえにくい人の電話のニーズを十分に理解し、環境整備や合理的配慮の観点から電話リレーサービス、ヨメテルの導入に努めるよう適切に働きかけを行うことができること
- ② 当財団のスタッフが現地に赴かなくても、独自に、特にヨメテルについて、登録を促進する業務（説明、登録のサポート等）が遂行できること
- ③ 個人登録だけでなく、特にヨメテルについて、法人（自治体・民間企業等）の大口の登録を促進する活動に積極的に取り組むことができること

- ④ 電話リレーサービス、ヨメテルの登録を推進する専任スタッフをおくことができること（団体の場合）
- ⑤ 前年度より継続して当事業に応募される際は、原則として従来と異なる登録促進方法の開発にも協力的であることヨメテルに係る活動提案については、より利用登録者数に直結する目標設定、具体案の提示を求めます
- ⑥ 電話リレーサービス、ヨメテルの両サービスの普及啓発員事業の受託を希望される場合には、ヨメテルに比重を持った企画提案であること（企業・団体の場合）
- ⑦ 活動の実施にあたっては、法令順守の措置が取られていること提案内容が第三者の著作権・肖像権・意匠権その他法令で定められた権利を侵害していないこと
- ⑧ 前年度受託実績のある団体の場合、予定行動の執行や業務に遅延がなく、予定行動の執行率が65パーセント以上であること

3. 募集人数

■電話リレーサービス

15名程度

■ヨメテル

35名程度

※電話リレーサービスとヨメテルの普及啓発員を兼任することは原則不可

4. 委託期間

令和8年4月1日～令和8年9月30日

※令和8年10月1日以降については実績等に応じて再度契約を行う

5. 業務内容

以下の活動を実施いただきます。

- ①利用登録促進活動（各サービスの活動内容をそれぞれご提案いただき、ご提案内容を元に、当財団と調整の上で設定）

※以下、過去の活動事例を記載します。

■電話リレーサービス

- ・聴覚障害者等を雇用する地域の法人への登録促進活動等
- ・聴覚障害者協会や情報提供施設、難聴者協会と連携した、多くの登録対象者の参加が見込まれる説明会や登録会の開催
- ・聴覚障害者等に関する各種イベントの機会を活用しての相談・登録対応
- ・各活動拠点での相談・登録サポート窓口の開設（登録・利用相談があった場合の時間のみ、対象の活動実績として計上可）

■ヨメテル

- ・聴覚障害者等を雇用する地域の法人への登録促進活動等
- ・聴覚障害者協会や情報提供施設、難聴者協会と連携した、多くの登録対象者の参加が見込まれる登録サポート会、体験登録会の実施
- ・聴覚障害者等や高齢者に関する各種イベントの機会を活用しての相談・登録対応
- ・各活動拠点での相談・登録サポート窓口の開設（登録・利用相談があった場合の時間のみ、対象の活動実績として計上可）

② 報告

- ・月次報告書の作成

③ 全国体験登録会への講師、スタッフ派遣

- ・当財団主催、または共催で行う電話リレーサービス、ヨメテルの体験登録会、説明会、ブース出展等のイベントについて、当財団からの要請に応じ、講師、またはスタッフとして派遣を行う④ その他、本活動に必要な業務
- ・必要に応じて当財団とビデオ通話や対面等で面談を実施します

6. 提出書類

以下の書類をご準備いただき、以下の送付先までメールでお送りください。

①提案書類（企画書）

※様式は問いません。

※企画内容や金額などの内容を確認し審査いたしますので、十分ご理解の上、作成をお願いいたします。なお、電話リレーサービス、ヨメテルの両サービスの普及啓発員事業の受託をご希望の場合には、各専任の職員の人数をご明記ください

※必ず利用登録目標人数についてご明記ください

②見積書

- ・前年度実績より執行金額÷登録者数が10万円を超過している企業・団体の場合、原則上限金額を200万円とする
- ・対象経費：人件費、交通費、出展費、消耗品費、備品費、広報費等
- ・機器購入はお控えください（備品をレンタルする事業者等の活用を推奨）
- ・活動拠点までの交通費については原則支給不可
- ・100km以上の移動を伴う活動を行う場合には、随時見積書を当財団へ事前提出要

※様式は問いません。

※1 見積書フォーマットを活用する場合は、ホームページよりダウンロードください。

※2 見積金額は見込額での記載で構いません。

※3 見積時には金額の整合性の確認の為、証憑書類の確認を行います。必要に応じて提出をご依頼する場合がございますので、あらかじめご準備ください。

※4 見積金額は契約時の上限金額とし、契約期間で按分したものを毎月お支払いいた

します

※5 インボイス登録事業者であるか否かを記載ください。また、インボイス未登録者の場合、消費税を見積書から除外してください。

③上記①②に加え、個人で応募する場合は以下の書類をご準備ください。

・履歴書（様式は問いません）

③上記①②に加え、団体で応募する場合は以下の書類をご準備ください。

・団体概要が分かる資料（パンフレットなど）

・令和6年度の決算書類

<送付先>

送り先：一般財団法人日本財団電話リレーサービス

担当者：カスタマーリレーションチーム（普及啓発）

メールアドレス：manabu@nftrs.or.jp

7. スケジュール

公募期間 令和8年2月18日（水）～3月2日（月）

説明会 令和8年2月26日（木）

審査期間 令和8年3月2日（月）～3月9日（月）

契約 令和8年3月9日（月）～3月25日（水）（予定）

※契約の内容調整により、業務開始日は遅れる場合があります。

※令和8年度より新規参入される団体・個人の内、希望者に対しては相談会を実施します

8. その他

- ・普及啓発活動に係る登録サポートにおいては、当財団と連携して専用番号を即時発行できる環境を整えております。（電話リレーサービスの場合、通常は申請後10日間程度かかります）
- ・普及啓発員の希望に応じて、当財団のパンフレットや説明資料等の既存資料を提供させていただきます。
- ・普及啓発員には、サポートマニュアルの提供の他、必要に応じて当財団より研修を実施するなど、サポートスキル向上の協力をさせていただきます。
- ・当財団との連絡手段として当財団負担にてDX ツール Lark を利用します。外部ツールを使用するにあたり、ご不明な点がある場合はご相談ください。

<お問い合わせ>

一般財団法人日本財団電話リレーサービス

住所：東京都千代田区神田錦町 3-22 テラススクエア 8階

電話：03-6275-0910

FAX：03-6275-0913

メール：manabu@nftrs.or.jp